

在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人千葉ヘルス財団は、難病患者の在宅人工呼吸器療養者を支援するため、人工呼吸器関連機器を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができるのは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。但し、特別の事由がある場合には、この限りでない。

- (1) 千葉県内(以下、県内という。)に住所を有する者
- (2) 県内において、自宅または介護保険法で定める居宅(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等)で、人工呼吸器を使用し療養する難病(指定難病、小児慢性特定疾病、特定疾患治療研究事業の対象疾患)患者
- (3) 主治医が第3条に掲げる医療機器の使用が必要と認めるもの
- (4) 第3条に掲げる医療機器の購入に際して、市町村が行う福祉サービスの補助の対象にならない者

(対象医療機器)

第3条 この補助金の交付対象となる医療機器は、次に掲げる機器とする。

- (1) 吸引機
- (2) 吸入器
- (3) パルスオキシメーター

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額の8割とする。

ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

医療機器の種類	1 基準額	2 対象経費
1 吸引器	170,000円	購入に要する経費
2 吸入器	170,000円	〃
3 パルスオキシメーター	200,000円	〃

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金申請書(別記第1号様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付)

第6条 理事長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、第4条の規定により交付すべき交付決定額を算出のうえ、申請者に交付決定書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金交付請求書（[別記第3号様式](#)）を理事長に提出しなければならない。

（申請の変更・取り下げ）

第8条 申請者は第6条に定める交付決定を受けた後、第5条に定める申請を変更しようとするとき又は、取下げるときは、すみやかに在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金変更（取下げ）承認申請書（[別記第4号様式](#)）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた日から起算して60日以内に在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金実績報告書（[別記第5号様式](#)）を理事長に提出しなければならない。

（機器の管理）

第10条 この補助金により取得した機器の管理は、補助金を受けた者が自己の責任において、医療機関と連携のうえ、行うものとする。

（取得財産の処分制度）

第11条 第4条の補助金を受けた者が補助事業により取得した医療機器を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、5年を経過した場合はこの限りではない。

（附則）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉ヘルス財団
理事長 様

申請者住所 〒

申請者氏名 印

患者との関係

次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請金額 _____円

(別記第1号の2様式のBの額を記入してください)

2 内訳(別記第1号の2様式)

内 訳 書

対象機器名	1 購入医療機器の機種名及び製造業者名	2 購入に要する経費 (消費税含む)	3 基準額	4 申請金額 (2の購入に要する経費と3の基準額を比較して少ない方の額)
① 吸引器		円	170,000円	円
② 吸入器		円	170,000円	円
③ パルスオキシメーター		円	200,000円	円
計	/	/	/	A 円

申請金額 B; $A \times 0.8 =$ _____ 円(千円未満は切り捨てる)

(注) 購入医療機器の見積書(2者以上)とカタログを添付すること。

患者状況調べ

患者氏名	ふりがな (男・女)	
区分(いずれかにをつける)	新規	継続 (前回申請 年 月)
患者生年月日	年 月 日生(歳 か月)	
患者住所		
患者病名(受給者番号)	()	
病名確定及び在宅開始年月	年 月 確定	年 月 開始
在宅での人工呼吸器使用状況 (2・3については、いずれかに記入すること)	1 使用機器名	
	2 使用開始年月日	平成 年 月 日
	3 使用開始予定年月日	平成 年 月 日
現在所有(使用)している医療機器の種類	1 吸引機	
	2 吸入器	
	3 パルスオキシメーター	
<p>購入予定医療機器に関する医師の同意</p> <p>医師の同意を確認のうえ署名捺印をもらってください。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>病院(診療所)住所</p> <p>病院(診療所)名</p> <p>医師名 印</p>		
特記事項		

別記第2号様式
ヘルス指令第 号

平成 年 月 日

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度在宅人工呼吸器療養者
支援事業補助金については、在宅人工呼吸器支援事業補助金交付要綱第6条の規定に
より金 円に交付決定する。

平成 年 月 日

公益財団法人 千葉ヘルス財団
理事長

在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉ヘルス財団

理事長 様

〒

申請者住所

申請者氏名

印

患者との関係

平成 年 月 日付けヘルス第 号で交付決定のあった在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金を、次のとおり請求します。

金 _____ 円

補助金口座振替依頼書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉ヘルス財団

理事長 様

申請者住所

申請者氏名

印

私に、交付される補助金 _____ 円は、下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協		支店									
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号									
振込先口座名	住所		〒 -									
	フリガナ氏名		電話 ()			印		患者との関係				

在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金交付 変更（取下げ）承認申請書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉ヘルス財団
理事長 様

〒

申請者住所

申請者氏名 印

患者との関係

平成 年 月 日付けで申請いたしました在宅人工呼吸器療養者支援事業
補助金交付を次のとおり変更（取下げ）したいので承認くださるよう申請します。

変更（取下げ）理由

（購入医療機器を変更する場合は、変更後の購入医療機器の見積書を添付すること。）

在宅人工呼吸器療養者支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉ヘルス財団
理事長 様

〒

申請者住所

申請者氏名 印

患者との関係

平成 年 月 日付けヘルス第 号で交付決定のあった補助金により次のとおり医療機器を購入したので報告します。

購入年月日及び経費（支出を証する書類を添付すること）

- | | | |
|----------------|----------|---------|
| (1) 吸引器 | 平成 年 月 日 | _____ 円 |
| (2) 吸入器 | 平成 年 月 日 | _____ 円 |
| (3) パルスオキシメーター | 平成 年 月 日 | _____ 円 |